

(趣旨)

第1条 この規則は、真鶴町立コミュニティ真鶴条例（令和6年真鶴町条例第3号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間及び休館日)

第2条 真鶴町立コミュニティ真鶴（以下「コミュニティ真鶴」という。）の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

利用時間	午前9時から午後9時まで
休館日	1月1日から1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、町長の承認を得て、利用時間及び休館日を定め、又は変更することができる。

(指定の申請)

第3条 条例第7条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとする者の指定の申請は、次の各号に掲げる書類を提出することにより行うものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書（第1号様式）
- (2) 指定管理に係る事業計画書（第2号様式）
- (3) 指定管理に係る収支計画書（第3号様式）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(選定結果の通知)

第4条 町長は、条例第8条第1項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、指定管理者候補者選定結果通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(指定の通知)

第5条 町長は、条例第10条の規定により指定した指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対し、指定管理者指定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(指定の取消し等の通知)

第6条 町長は、条例第14条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、指定管理者指定取消通知書（第6号様式）により、同項の規定により期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命じたときは、指定管理者管理業務停止命令書（第7号様式）により通知するものとする。

(事業報告書)

第7条 指定管理者は、条例第15条の規定に基づき行う事業報告書については、指定管理者事業報告書（第8号様式）により報告するものとする。

(入場の制限)

第8条 町長及び指定管理者は、コミュニティ真鶴を利用しようとするもの及び入場者（以下「施設利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、コミュニティ真鶴への立入りを拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他人が嫌悪し、又は他人の迷惑となるような物品類を携帯するもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの
- (3) その他管理上支障があると認めるもの

(施設利用者の遵守事項)

第9条 施設利用者は、指定管理者がその都度定めるものを除くほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 火災、盗難その他災害の防止に努めること。
- (2) 建物その他物件を毀損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) 施設の備え付け器具、備品等を許可なく持ち出さないこと。
- (5) 所定の場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。
- (6) 利用承認された部屋のみ使用し、責任をもって施錠管理すること。
- (7) 前条各号に該当する者を入場させないこと。
- (8) その他指定管理者が管理上掲示をもって禁止等したこと。

(広告類の掲示制限)

第10条 町長は、コミュニティ真鶴及び敷地内において掲示された広告その他これに類するものが不適切であると認めた場合は、指定管理者に対し、その撤去を指示することができるものとする。

(施行の細目)

第11条 この規則に定めるもののほか、コミュニティ真鶴の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定その他条例附則第2項で定める必要な準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

真鶴町長 殿

申請者 所在地

団体名

代表者名

連絡先(電話)

真鶴町立コミュニティ真鶴の指定管理者の指定を受けたいので、真鶴町立コミュニティ真鶴条例第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	真鶴町立コミュニティ真鶴
所 在 地	神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴504番地の1

2 添付書類

(1) 団体概要調書

(2) 定款（又は寄附行為）及び法人の登記簿謄本（又は登記事項証明書）

(3) 経営状況に関する書類

ア 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類

ウ 現事業年度の事業計画書

（収支予算書を作成した場合は、併せて添付）

エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書

オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

第 2 号様式（第 3 条関係）

指定管理に係る事業計画書

施 設 名	真鶴町立コミュニティ真鶴
団 体 名	
事 業 年 度	年度
事業計画の内容(別添可)	

第 3 号様式（第 3 条関係）

指定管理に係る収支計画書

施 設 名		真鶴町立コミュニティ真鶴		
団 体 名				
(年 度)		内 訳	金 額 (単位：千円)	備 考
収入合計 (A)				
項 目	貸館利用料金			
	指定管理料			
支出合計 (B)				
項 目	人 件 費			
	事 務 費			
	事 業 費			
	管 理 費			
	事務経費			
収支 (A) - (B)				

※業務開始から年度末までの収支を記入してください。

第4号様式（第4条関係）

指定管理者候補者選定結果通知書

第 号
年 月 日

様

真鶴町長

年 月 日付けで申請のあった真鶴町立コミュニティ真鶴の指定管理者の候補者について、次のとおり貴団体（法人）に係る選定結果を通知します。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	真鶴町立コミュニティ真鶴
所 在 地	神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴504番地の1

2 選定の結果

- ☐ 貴団体（法人）を指定管理者候補者として選定する。
☐ 貴団体（法人）を指定管理者候補者として選定しない。

3 理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に真鶴町長に対して審査請求をすることができます。
また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、真鶴町を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に真鶴町を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

第 5 号様式（第 5 条関係）

指定管理者指定通知書

第 号
年 月 日

様

真鶴町長

真鶴町立コミュニティ真鶴条例第10条の規定により、次の施設の指定管理者に指定します。

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	真鶴町立コミュニティ真鶴
所 在 地	神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴504番地の 1

2 管理を行わせる期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 その他

管理業務の細目事項については、別途締結する協定により定めるものとします。

第6号様式（第6条関係）

指定管理者指定取消通知書

第 号
年 月 日

様

真鶴町長

真鶴町立コミュニティ真鶴条例第14条第1項の規定により、次の施設の指定管理者の指定を取り消します。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	真鶴町立コミュニティ真鶴
所 在 地	神奈川県足柄下郡真鶴504番地の1

2 取消年月日 年 月 日

3 理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に真鶴町長に対して審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、真鶴町を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできません。)。ただし、審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に真鶴町を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

第 7 号様式（第 6 条関係）

指定管理者管理業務停止命令書

第 号
年 月 日

様

真鶴町長

真鶴町立コミュニティ真鶴条例第14条第 1 項の規定により、次の施設の指定管理者の管理業務の停止を命じます。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	真鶴町立コミュニティ真鶴
所 在 地	神奈川県足柄下郡真鶴504番地の 1

2 停止する管理業務の範囲

3 停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に真鶴町長に対して審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、真鶴町を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定を知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に真鶴町を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

第8号様式（第7条関係）

指定管理者事業報告書

年 月 日

真鶴町長 殿

所在地

団体名

代表者名

真鶴町立コミュニティ真鶴条例第15条の規定により、次のとおり報告します。

1 指定を受けた施設の名称 真鶴町立コミュニティ真鶴

2 添付書類

（1）事業実績報告書

（2）収支決算報告書

（3）その他町長が必要と認めた書類